	文職給料表	合	·計·	内訳	Ī	職	制上の段階	北首
等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
17校	 主事補及び技師補 主事、技師、保育士、教諭、保健師及び栄養士 消防士 	67	10.5%	主事師育師士師子師士士補補書門主補補員	29 6 6 0 1 19 6			~
2級	1 高度の知識又は技術を必要とする業務を行う主事、技師、保育士、教諭、保健師及び 栄養士2 消防副士長及び消防士長	148	23. 2%	主事 技育 保保養 監社理士 と と を は に は に は に は に は に は に は に は に は に は	75 7 30 7 1 1 2 13 11 1 148	215	33. 7%	主事級
3級	 主査 特に困難な業務を行う消防士長及び消防司令補 	151	23. 7%	リーダー 主査 主任保育士 専門員 所長 計	4 118 29 151	151	23. 7%	主査級
	1 主幹 2 特に困難な業務を行う消防司令補及び消防 司令	60	9. 4%	リ主主 中 中 中 手 手 手 長 長 長 長 長 長 長 長 長 ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ	22 31 3 1 0 3 0 0	60	9. 4%	
	1 副参事 2 困難な業務を行う消防司令及び消防司令長	104	16. 3%	リ主主副 学 専事 官官ジ 長長主リー 関副 副副 間 関 関 関 関 関 関 関 関 関 関 関 関 関	64 8 11 1 6 8 2 1 3 3 0	104	16. 3%	主幹級
6級	1 参事 2 困難な業務を行う消防司令長	92	14. 4%	課次室企参会マ園所場館副署分技 長長長画事計ネ長長長館長署師 場所場のでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	104 37 2 4 32 1 4 5 1 1 4 4 1 1 92	92	14. 4%	課長級
7級	1 副理事 2 特に困難な業務を行う消防司令長	5	0.8%	次長 局長 政策官 計	2 1 2 5	5	0.8%	次長級
8級	1 理事 2 消防監	11	1.7%	部長 局長 消防長 政策官	7 2 1 1 1	11	1. 7%	部長級
※ 再信	合計 壬用職員、企業職員含む	638	100%	äΤ.	11		<u>l</u>	

イ 医療職給料表(1)

1 区	財 城和 付衣 (1)							
等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合	·計	内訳		職	職制上の段階	
守秘	守欧州巫宇戦物女に焼足りる基準となる戦物	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医員	4	11. 4%	医員計	4	0	00.00/	主
2級	1 医長 2 相当高度の知識経験に基づき困難な医療業	4	11.4%	医員 医長 計	1 3 4	8	22. 9%	幹 級
乙形汉	2 相当同及の和政性歌に基づき困難な医療業務を行う医員	0	0.0%	医員 医長 計	0 0	12	34, 3%	課長級
	1 参展並且 多展別並且 1278年	12	34. 3%	医長	12 12	12	34.3%	級
3級	1 診療部長、診療副部長及び部長 2 医療技術部長 3 困難な業務を行う医長	15	42.9%	診療部長 診療副部長 医療技術部長 部長	1 1 1 12 15	15	42.9%	部長級
	合計	35	100%				•	

※ 企業職員含む

ウ 医療職給料表(2)

· / 区)	景 帆桁付衣(2)		- 1			weld a	tot to see w	
等級	標準的職務内容		計	内訳	職			
寸似	1示 平月7484分 / 17日	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 栄養士・管理栄養士 2 技師 { / 診療放射線技師 / 診療エックス線技師 / 臨床検査技師 / 衛生検査技師 / 臨床工学技士 / 理学療法士 / 作業療法士 / 視能訓練士 / 言語聴覚 士 / あん摩マッサージ指圧師 / はり師 / きゅう師 / 柔道整復師	6	5. 4%	技師	6	52	46. 4%	主事級
2級	1 薬剤師 2 高度の技術又は経験を必要とし、困難な業 務を行う栄養士、管理栄養士、技師	46	41.1%	薬剤師 管理栄養士 技師 計	3 7 36 46			
3級	1 困難な業務を行う薬剤師 2 特に高度の技術又は経験を必要とし、困難 な業務を行う栄養士、管理栄養士、技師	17	15. 2%	薬剤師 技師 計	4 13 17	38	33, 9%	主査級
4級	主任	21	18.8%	主任計	21	00	00.070	
5級	 技師長 総括主任 相当の経験に基づき、困難な業務を行う主任 	18	16. 1%	総括主任 主任 計	15 3 18	18	16. 1%	主幹級
6級	1 薬局長 2 高度の技術又は経験を必要とし、困難な業務を 行う技師長、総括主任	4	3.6%	薬局長 技師長 総括主任 計	1 3	4	3.6%	課長級
7級	担当の経験を有する薬局長	0	0.0%	計	0	0	0.0%	部長級
	合計	112	100%					

| 合計 | ※ 再任用職員、企業職員含む

工 医療職給料表(3)

工 医	寮職給料表(3) 「		·計	内訳		T 26.2	制上の段階	Ek:
等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	<u> </u>	段階
1級	1 保健師、助産師、看護師 2 准看護師	1	0.3%	看護師 准看護師 計	0 1	()()	(/0 /	
2級	1 保健師、助産師、看護師 2 相当の経験に基づき、困難な業務を行う准 看護師 3 専任教員	141	47. 3%	保健師 助産師 看護師 専任教員	5 133 3 141	142	47. 7%	主事級
3級	1 主任 2 相当の経験に基づき、困難な業務を行う保健 師、助産師、看護師、専任教員 3 特に高度の経験に基づき、困難な業務を行う准 看護師	65	21.8%	主任 看護師 助産師	58 6 1	65	21. 8%	主査級
4級	1 看護副師長 2 主任専任教員 3 相当の経験に基づき、困難な業務を行う主任、 専任教員 4 特に高度の経験に基づき、困難な業務を行う看 護師	69	23. 2%	看護副師長 主任 専任教員 主任専任教員 看護師 助産師	25 37 3 2 2	69	23. 2%	主幹級
5級	1 副学校長 2 看護副部長 3 看護師長 4 教務課長 5 相当の経験に基づき、困難な業務を行う看護副 師長、主任専任教員	21	7.0%	看護師長 看護副部長 教務課長 副学校長 副センター長 主任専任教員	16 2 1 1 1 21	21	7.0%	課長級
6級	1 看護部長 2 相当の経験に基づき、困難な業務を行う副学校 長	1	0.3%	看護部長 計	1	1	0.3%	部長級
	合計	298	100%					

才 技能労務職給料表

	肥力 務 概 桁 科 衣		計	内訳		職	比	
等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	制上の段的 (%)	段階
1級	 技能士補 業務員、校務員、調理師、応接員 看護補助員 介護福祉士 	4	13. 3%	主事 業務員 専門員 看護福地士 計	1 2 0 1 4	V 2	(,,,,	
2級	1 技能士 2 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う業務員、校務員、調理師、応接員 3 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う看護補助員 4 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う介護福祉士	6	20.0%	看護補助員 技能士 業務理師 介護福祉士	2 4 6	10	33. 3%	主事級
3級	1 技能主任 2 業務員主任、校務員主任、調理師主任、応接員 主任 3 看護補助主任 4 介護福祉士主任 5 特に高度の技能又は経験を必要とし、困難な業 務を行う看護補助員 6 特に高度の技能又は経験を必要とし、困難な業 務を行う介護福祉士	17	56. 7%	技能主任 校務員主任 調理師主任 看護補助主任 看護福祉士主任 介護福祉士	1 5 1 4 6	17	56. 7%	主査級
4級	1 技能主幹	3	10.0%	技能主幹計	3	3	10.0%	主幹級
5級	1 極めて高度な技能又は経験を必要とし、責 任度が特に重い技能主幹	0	0.0%	計	0	0	0.0%	級
	合計	30	100%					

※ 再任用職員、企業職員含む

カ 特定任期付職員給料表

刀 符页	正仕期付職員給料表							
号給 等級別基準職務表に規定する基準となる職務		合計		内訳	職			
ケ州中	寺林乃本学献彷衣に焼足りる本学となる戦伤	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
	高度の専門的な知識及び経験を有する者がその知 識及び経験を活用して業務に従事する場合	0	0%	**	0	0	0%	
	高度の専門的な知識及び経験を有する者がその知 識及び経験を活用して困難な業務に従事する場合	0	0%	쾀	0	0	0%	主幹級
	高度の専門的な知識及び経験を有する者がその知 識及び経験を活用して特に困難な業務に従事する	0	0%	主任専門員	0	0	0%	100
	場合			計	0		<u> </u>	<u> </u>
	特に高度の専門的な知識及び経験を有する者がそ の知識及び経験を活用して特に困難な業務に従事	2	50%	課長 室長	1		50%	課 長
	する場合			計	2			級
	特に高度の専門的な知識及び経験を有する者がそ の知識及び経験を活用して特に困難な業務で重要	0	O% I	政策官		0	0%	次長
0.5	なものに従事する場合	V		計	0			級
	極めて高度の専門的な知識及び経験又は優れた識			部長	1		50%	部
	見を有する者がその知識及び経験等を活用して特 に困難な業務で重要なものに従事する場合	2	50%	政策官計	1 2	2		
	極めて高度の専門的な知識及び経験又は優れた識	0 0		H	0			長級
	見を有する者がその知識及び経験等を活用して特 こ困難な業務で特に重要なものに従事する場合		0%	計	0	0	0%	
	合計	4	100%					